三十三　市道片町一丁目線六号線の中心線
三十四　市道片町一丁目線三号線の中心線
三十五　市道広坂一丁目線二号線の中心線
三十六　市道広坂一丁目線一号線の中心線
三十七　市道片町一丁目線一号線の中心線
三十八　北緯三六度三三分四三秒・一五東経一三六度三九分一七秒・九七の地点と北緯三六度三三分四三秒・三五東経一三六度三九分一六秒・一八の地点とを結んだ線
三十九　市道香林坊一丁目線二号線の中心線
四十　市道尾山町線六号線の中心線
四十一　次に掲げる地点を順次結んだ線
(1)　北緯三六度三三分五五秒・九六東経一三六度三九分一五秒・七三の地点
(2)　北緯三六度三三分五五秒・九七東経一三六度三九分一四秒・八七の地点
(3)　北緯三六度三四分〇秒・八五東経一三六度三九分一五秒・六九の地点
(4)　北緯三六度三四分〇秒・六六東経一三六度三九分一六秒・五九の地点
四十二　市道尾山町線六号線の中心線
四十三　市道四連区線六号線の中心線
四十四　市道四連区線五号線の中心線
四十五　市道尾張町二丁目線七号線の中心線
四十六　次に掲げる地点を順次結んだ線
(1)　北緯三六度三四分二〇秒・八三東経一三六度三九分二五秒・七〇の地点
(2)　北緯三六度三四分二三秒・三一東経一三六度三九分二五秒・九三の地点
(3)　北緯三六度三四分二四秒・二四東経一三六度三九分二四秒・五五の地点
(4)　北緯三六度三四分二四秒・三七東経一三六度三九分二二秒・〇六の地点
四十七　県道主要地方道金沢停車場線の東側端線から八十メートル外側の線
四十八　市道一級幹線百十九号金沢駅通り線の東側端線から八十メートル外側の線
四十九　県道主要地方道金沢停車場線の東側端線から八十メートル外側の線
五十　北緯三六度三四分四一秒・〇〇東経一三六度三九分三秒・〇四の地点と北緯三六度三四分四一秒・一六東経一三六度三九分三秒・八九の地点とを結んだ線
五十一　市道此花町線七号線の中心線
五十二　県道向粟崎安江町線の中心線
五十三　市道駅北線一号線の中心線
五十四　市道北安江一丁目線九号線の中心線

第一条の表備考に次の一号を加える。

二十　金沢駅東地域　令和七年五月十五日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項、第三十二項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　令和七年七月三日から令和十二年七月二日までの期間

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、令和七年三月二十九日から同年七月二日までの期間内に輸入されたもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第二項中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年七月一日から翌年六月三十日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月三日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第七〇号の一五中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂